



# 鳥取県公報

平成 24 年 6 月 1 日 (金)  
第 8 4 0 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	建築基準法による指定確認検査機関の名称及び所在地の変更の届出 (390) (住宅政策課) . . . . . 2 土地改良区の定款の変更の認可 (391) (農地・水保全課) . . . . . 2 土地改良区の頭首工管理規程の変更の認可 (392) (〃) . . . . . 2 保安林の指定の解除予定 (393) (森林・林業総室) . . . . . 3 平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (394) (〃) . . . . . 3 遊漁規則の変更の認可 (2件) (395・396) (水産課) . . . . . 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (397) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (398) (〃) . . . . . 8 指定居宅サービス事業者の指定 (399) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (400) (〃) . . . . . 9 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (401) (〃) . . . . . 9
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (11) . . . . . 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (10) (教育総務課) . . . . . 10
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 10
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第390号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称  
一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
- 2 変更する事項  
確認検査の業務を行う事務所の追加  
名 称 米子事務所  
所在地 米子市米原九丁目 7 - 30
- 3 変更年月日  
平成24年 6 月 1 日

## 鳥取県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成24年5月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の頭首工管理規程の変更を平成24年5月29日認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更後の管理規程の概要
  - (1) この頭首工は、天神川頭首工と称する。
  - (2) かんがい期は、国土交通省より水利使用許可を受けた期間とする。
  - (3) 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、毎秒0.895立方メートル以内とする。
  - (4) 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高1.7メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
  - (5) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。
- 2 認可の年月日  
平成24年 5 月 29 日

**鳥取県告示第393号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字神倉字木長谷699（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第394号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成24年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	1, 251. 53
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	3, 979. 02
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	2, 286. 06
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	1, 108. 29
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	2, 448. 48
土砂の流出 の防備	鳥取	鳥取市	307. 20
	米子	米子市	0. 36
	倉吉	倉吉市	93. 26
	岩美	岩美郡岩美町	157. 77
	若桜	八頭郡若桜町	16. 10
	智頭	八頭郡智頭町	16. 40
	八頭	八頭郡八頭町	32. 46
	三朝	東伯郡三朝町	78. 59
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	68. 61

	琴 浦	東伯郡琴浦町	59.34
	北 栄	東伯郡北栄町	0.21
	大 山	西伯郡大山町	56.00
	南 部	西伯郡南部町	10.74
	伯 耆	西伯郡伯耆町	20.24
	日 南	日野郡日南町	4.18
	日 野	日野郡日野町	25.14
	江 府	日野郡江府町	6.84
干害の防備	高 路	鳥取市高路	20.07
	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	2.34
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96
	本 宮	米子市淀江町本宮	1.62
	志 津	倉吉市志津	0.45
	栗 尾	倉吉市栗尾	2.73
	大 原	倉吉市大原	1.02
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	6.24
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.60
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.66
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	1.44
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.15
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	1.02
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.99
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	2.22
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	21.63
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.66
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.12
	公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
中 部 地 区		倉吉市及び東伯郡	23.74
西 部 地 区		米子市、西伯郡及び日野郡	12.48

## 鳥取県告示第395号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所  
千代川漁業協同組合  
鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号  
共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る変更の内容

千代川漁業協同組合内共第 1 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前											
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を得なければならない。ただし、<u>小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第 3 条第 1 項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表に掲げる区域内 (<u>以下「とも釣専用区」という。</u>) においては、6 月 1 日から 7 月 31 日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り (友釣又は毛針釣りに限る。<u>友釣ルアーは除く。</u>) 以外の漁法により行ってはならない。</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">採捕を禁止する河川</th> <th style="text-align: center;">禁止する漁法</th> <th style="text-align: center;">禁止する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域</td> <td>さお釣 (引懸 (ゾロ) を含む。)</td> <td>6 月 1 日から同月 14 日まで</td> </tr> <tr> <td>投網</td> <td>6 月 1 日から同月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td>上記以外の区域 (とも釣専用区を除く。)</td> <td>さお釣 (引懸 (ゾロ) に限る。)</td> <td>6 月 1 日から同月 14 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣 (引懸 (ゾロ) を含む。)	6 月 1 日から同月 14 日まで	投網	6 月 1 日から同月 30 日まで	上記以外の区域 (とも釣専用区を除く。)	さお釣 (引懸 (ゾロ) に限る。)	6 月 1 日から同月 14 日まで	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を得なければならない。ただし、<u>小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者については、この限りではない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表に掲げる区域内においては、6 月 1 日から <u>6 月 30 日</u> までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り (友釣又は毛針釣りに限る。) 以外の漁法により行ってはならない。</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第 4 条 略</p>
採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間										
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣 (引懸 (ゾロ) を含む。)	6 月 1 日から同月 14 日まで										
	投網	6 月 1 日から同月 30 日まで										
上記以外の区域 (とも釣専用区を除く。)	さお釣 (引懸 (ゾロ) に限る。)	6 月 1 日から同月 14 日まで										

	投網 6月1日 から同月 30日まで	
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2 略 3 <u>小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、                  県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の                  漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の                  表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなけれ                  ばならない。また本条第2項の適用を受けた70歳                  以上の者（県内に住所を有する者に限る。）及び                  身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）が、                  さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合                  は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項                  の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納                  付しなければならない。</u> 4 略	(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 略 2 略 3 略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年6月1日。ただし、第3条第3項の改正規定は、平成25年2月1日。

鳥取県告示第396号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合  
 倉吉市西倉吉町7-12

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第2号

3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする

者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、中学生以下については、この限りでない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り10,000円
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り及びたも網）	年間3,000円

3 略

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。

(遊漁証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生以下及び75歳以上の者については、この限りでない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生	無料
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り10,000円

3 略

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第8条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証を交付するものとする。

表	
番号	
遊漁承認証	
住所	
氏名	
生年月日	
遊漁料金	
有効期間	
交付場所	
発行年月日	
発行者	天神川漁業協同組合 ㊤

裏

<p>2 及び 3 略</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第 9 条 遊漁者は、遊漁に際しては、<u>遊漁証</u>を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>注意事項</p> </div> <p>2 及び 3 略</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第 9 条 遊漁者は、遊漁に際しては、<u>遊漁承認証</u>を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年 6 月 1 日。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、平成25年 1 月 1 日。

**鳥取県告示第397号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	訪問介護のぞみ	倉吉市大原634-3	居宅介護、重度訪問介護	平成24年 6 月 1 日

**鳥取県告示第398号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月 1 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	居宅介護、重度訪問介護	平成24年 5 月 31 日



## 鳥取県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アースサポート株式会社	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成24年6月1日	訪問介護
社会医療法人仁厚会	訪問介護ステーション ガーデンハウスよどえ	米子市淀江町佐陀 1423	〃	〃

## 鳥取県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アースサポート株式会社	アースサポート米子	米子市道笑町四丁目4-8	平成24年6月1日	介護予防訪問介護
社会医療法人仁厚会	訪問介護ステーション ガーデンハウスよどえ	米子市淀江町佐陀 1423	〃	〃

## 鳥取県告示第401号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいぼりい	西伯郡伯耆町溝口194-4	ヘルパーステーションあいぼりい	西伯郡伯耆町溝口194-4	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	平成24年5月25日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに八頭郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,677
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,301
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,647

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第10号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年6月1日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 日時 平成24年6月5日（火）午前10時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
  - 平成25年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について
  - その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年6月1日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 講習の種別及び受講対象者
  - 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成24年7月4日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成24年7月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間30分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 6 月 1 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 調達 件 名 及 び 数 量       | 移動型デジタル式X線透視診断システム整備業務 一式                                     |
| 2 契 約 方 式              | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定<br>した日   | 平成24年 3 月22日  |
| 4 契約の相手方の名称及び<br>所在地   | 小西医療器株式会社鳥取営業所<br>鳥取市千代水四丁目52                                 |
| 5 契 約 金 額              | 61,824,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                                 |
| 6 随意契約による理由            | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年<br>政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課<br>倉吉市東昭和町150                                  |